

## 肺炎球菌ワクチンの接種を希望される方へ

このワクチンは肺炎球菌による肺炎を予防するためのワクチンです。

すべての肺炎を予防するワクチンではありません。

- ① このワクチンの成分が原因となって肺炎を引き起こすことはありません。
- ② このワクチンは免疫ができるまで平均1カ月程度かかります。
- ③ このワクチンによる免疫の持続期間は人によって異なりますが、通常、1回の接種で約5年間ほど免疫が持続すると言われてています。
- ④ このワクチンは接種後、主に接種部位の腫れや痛み、軽い熱などがみられることがあります。

ほとんどの場合、これらの症状は3日程度でおさまります。

※接種済証や接種記録を保険証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

### ●注意●

#### 定期予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受ける事が出来ます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費・医療手当・障害養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因）によるものかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律など各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受ける事ができます。

※給付申請の必要が生じた場合には診察した医師や、町役場へご相談ください。

### 【接種が不適当な方】

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

- ① 明らかな発熱を呈している方
- ② 放射線、免疫抑制剤等で治療中の方（免疫抑制剤による治療を受けられる方は、少なくとも14日以上前までに接種を行ってください。）
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④ 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ⑤ 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

### 【接種要注意者】

健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種しなければいけません。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな方
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

### 【接種後の注意】

- ① 接種当日は激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射したところをこすらないでください。）
- ② 種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常、数日中に消失します。
- ③ 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診療をうけてください。

### その他

- ① 肺炎球菌とインフルエンザの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が得られます。両方のワクチンを同時に接種することができますが、詳しくはかかりつけ医にご相談ください。
- ② 脾臓摘出をされた方は、保険適応で接種することができます。

琴平町子ども・保健課      Tel.75-6719  
まんのう町健康増進課      Tel.73-0126